

## 本山町同窓会応援事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、本山町補助金交付規則（昭和54年3月31日規則第2号。以下「規則」という。）第3条の規定に基づき、本山町同窓会応援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

### (補助目的)

第2条 町は、人口減少対策として、町内で開催する同世代の若者の同窓会への参加費用を補助することによって、若者の交流を推進し、出会い・ふるさとへの関心・Uターン等の交流の機会や、町の施策の発信者を創出するため、予算の範囲内において補助金の交付を行う。

### (補助対象者等)

第3条 この要綱の補助金の対象となる補助対象は次に掲げる要件をすべて満たす同窓会を開催する者に対し、補助金を交付する。なお、同一年度内にこの補助金の交付を受けて開催された同窓会に参加した者は、出席者数に含まないものとする。

- (1) 町内の飲食店で開催されるもの。
- (2) 出席者が町内の小学校、中学校の卒業年度の同級生であること。ただし、小規模校で複式等の学級であった場合はこの限りでない。もしくは町内の部活動出身者単位、コミュニティ出身者単位であること。
- (3) 出席者のうち、補助対象になる人数が男女混合で10人以上、もしくは卒業年度同窓生の5割以上が出席すること。
- (4) 開催の目的を主とする出席者の年齢が、開催日の属する年度の4月2日から翌4月1日までの間に達する満18歳から34歳までで構成されていること。恩師・来賓等の参加は認めるが、出席者数に含むことはできない。
- (5) 出席者の3割以上が独身者または県外に住所を有する者が出席する同窓会であること。
- (6) 出席者の全員が当該要綱の趣旨を理解し、町が実施するアンケート及び町の施策に関する情報発信に協力すること。
- (7) 出席者の全員が町が運営する公式LINEの登録に協力すること。

### (補助対象経費等)

第4条 出席者一人当たり 3,000 円の補助を行う。

### (補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請代表者」という。）は、本山町同窓会応援事業費補助金交付申請書兼請求書（第1号様式）に必要書類を添えて、町長に提出しなければならない。

### (補助金の交付の決定及び確定)

第6条 町長は、前条による補助金の交付申請書を受理した場合は、その内容及び関係書類を審査し補助金を交付することが適当であると認めたときは、本山町同窓会応援事業費補

助金交付決定通知書（第2号様式）により、申請代表者に通知するとともに、補助金を支払うものとする。この場合において、口座振込の方法により補助金を支払ったときは、入金をもって交付決定による通知に代えることができる。

- 2 町長は前項の規定による審査の結果、補助金の交付が不相当と認めるときは、その理由を付して本山町同窓会応援事業費補助金不交付決定通知書（第3号様式）により、当該申請代表者に通知する。

（補助金の返還等）

第7条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を変更し、若しくは取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることがある。

- (1) 申請代表者が規則又はこの要綱に違反し、又は補助事業に関し不正の行為を行ったとき。
- (2) 申請代表者が虚偽又は不正の申請により、補助金の交付を受けたとき。
- (3) 申請代表者が補助金の交付の条件に違反したとき。
- (4) 補助事業の実施が著しく不相当と認められたとき。

（関係書類等の保管）

第8条 申請代表者は、補助事業に係る帳簿及び証拠書類又は証拠物を事業終了年度の翌年度から起算して5年間整備保管しておかなければならない。

（情報の開示）

第9条 補助事業又は申請代表者に関して、本山町情報公開条例（平成13年条例第2号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第7条の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

**附 則**

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。